

埼玉県市町村総合事務組合公報  
第4号

発行  
さいたま市浦和区仲町  
3-5-1  
埼玉県市町村総合事務組合

◇ 目 次 ◇  
規 則

- 職員の扶養手当に関する規則…………… 1 頁
- 職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則…………… 4 頁
- 職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則…………… 5 頁
- 管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則…………… 6 頁
- 市町村消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則…………… 7 頁



職員の扶養手当に関する規則をここに公布する。

令和8年4月1日

埼玉県市町村総合事務組合  
管理者 吉田 信 解

組合規則第1号

職員の扶養手当に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、職員の給与に関する条例（昭和37年組合条例第7号。以下「条例」という。）第8条の規定により扶養手当の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(届出)

第2条 新たに条例第8条第1項の職員たる要件を具備するに至った職員は、扶養親族届（別記様式）により、その旨を速やかに管理者（その委任を受けた者を含む。以下この条、次条及び第7条において同じ。）に届け出なければならない。扶養手当を受けている職員の届出に係る扶養親族の恒常的な所得の年間の見込額その他の扶養の事実等に変更があった場合についても、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、扶養の事実等を認定することができる場合として管理者が定める場合には、同項の規定による届出を要しない。

(認定)

第3条 管理者は、前条第1項に規定する届出があったときは、その届出に係る事実及び扶養手当の月額を認定しなければならない。同条第2項に規定する場合においても、同様とする。

2 管理者は、前項の認定を行う場合において必要と認めるときは、職員に対し扶養の事実等を証明するに足る書類の提出を求めることができる。

(支給の始期及び終期)

第4条 扶養手当の支給は、職員が新たに条例第8条第1項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給開始については、第2条第1項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

2 扶養手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

(扶養親族の範囲)

第5条 条例第8条第2項に規定する他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けている者には、次に掲げる者は含まれないものとする。

- (1) 職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、兄弟姉妹等が受ける扶養手当又は民間事業所その他のこれに相当する手当の支給の基礎となっている者
  - (2) 年額130万円以上（満18歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の3月31日までの間にある者にあつては、年額150万円以上）の恒常的な所得があると見込まれる者
- (共同して扶養する者の認定)

第6条 職員が他の者と共同して同一の扶養親族を扶養する場合には、その職員が主たる扶養者である場合に限り、その者の扶養親族として認定することができる。

(事後の確認)

第7条 管理者は、扶養手当を受けている職員の扶養親族が条例第8条第2項の扶養親族たる要件を具備しているかどうか及び扶養手当の月額が適正であるかどうかを随時確認するものとする。この場合においては、第3条第2項の規定を準用する。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、扶養手当の支給に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

別記様式

扶 養 親 族 届

埼玉県市町村総合事務組合管理者 様

年 月 日

所 属 課	職 名	氏 名
		印

職員の扶養手当に関する規則第2条第1項の規定に基づき次のとおり届け出ます。(証明書類 通添付)

届出の理由〈該当する□にレ印を付すこと〉

1 新たに職員となった

2 新たに扶養親族たる要件を具備するに至ったものがある

3 扶養親族たる要件を欠くに至った者がいる(子、孫及び弟妹で満22歳の年度末を超えた者を除く)

扶養親族の氏名	続柄	生年月日	同居・別居の別 (別居の場合は住所)	所得の年額		届出事実の 発 生 年 月 日	届出の事由
				所得の種類	金額		

備 考

記入上の注意

- 「続柄」欄には、職員との続柄を(重度心身障害者として届け出る場合は、その旨を併せて)記入する。
- 「同居・別居の別」欄で、別居の場合の住所は市区町村名まで記入する。
- 「所得の年額」欄には、給与所得、事業所得、不動産所得、年金所得等恒常的な所得がある場合にこれらの種類ごとにその年額(見込額)を記入する。
- 「届出の事由」欄には、届出の理由の2又は3に該当する場合にその事由(例えば結婚、離婚、出生、死亡、満60歳以上等)をそれぞれ記入する。

決定年月日 年 月 日

届 出 の 理 由	<input type="checkbox"/> 1	<input type="checkbox"/> 2	<input type="checkbox"/> 3	<input type="checkbox"/> その他 ( )
事 実 発 生 年 月 日	年 月 日			
支 給 の 始 期 ・ 終 期	年 月 日 <input type="checkbox"/> 始期 <input type="checkbox"/> 終期			
決 裁 後 の 扶 養 手 当 額	円			
備 考				

決 裁 印	管理者	事務局長			係

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年4月1日

埼玉県市町村総合事務組合  
管理者 吉田 信 解

組合規則第2号

職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の住居手当に関する規則（昭和50年組合規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（適用除外職員）

第2条 条例第9条の4第1項の規定の適用除外とされる職員は、職員の扶養親族たる者（職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この条において同じ。）で他に生計の途がなく主として当該職員の扶養を受けているもの及び条例第8条第2項に規定する扶養親族をいう。以下この条において同じ。）が所有する住宅及び職員の配偶者、父母又は配偶者の父母で、職員の扶養親族たる者以外のものが所有し、又は借り受け、居住している住宅並びに管理者がこれらに準ずると認める住宅の全部又は一部を借り受けて当該住宅に居住している職員とする。

第6条第1項中「欠くに至った日」の次に「（管理者が定める場合にあつては、当該要件を欠くに至った日以降の日で管理者が定める日）」を加える。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年4月1日

埼玉県市町村総合事務組合  
管理者 吉田 信 解

組合規則第3号

職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和41年組合規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「育児休業法第7条及び」を削る。

第6条第3項中「条例第20条第6項」を「条例第20条第1項」に改める。

第7条の3に見出しとして「（一時差止処分の手続）」を付する。

第12条第2項第9号中「その勤務しなかった期間」を「その勤務しなかった全期間」に改める。

第14条中「100分の205」を「100分の318.75」に、「100分の245」を「100分の378.75」に、「100分の97.5」を「100分の102.5」に、「100分の117.5」を「100分の122.5」に改める。

第17条中「、必要な事項は」を「必要な事項は」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年4月1日

埼玉縣市町村総合事務組合

管理者 吉田 信 解

組合規則第4号

管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職員特別勤務手当に関する規則（平成18年組合規則第17号）の一部を次のように改正する。

第1条第2項を削る。

第2条第2項を削り、同条の次に次の1条を加える。

第2条の2 条例第14条第3項の規則で定める勤務は、同条第1項の勤務に従事した時間が6時間を超える場合の勤務とする。

2 次に掲げる場合には、条例第14条第2項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。この場合において、職員がした同条第2項の勤務は、同条第1項の勤務とみなす。

(1) 条例第14条第1項の勤務をした後、引き続いて同条第2項の勤務をした場合

(2) 条例第14条第2項の勤務をした後、引き続いて同条第1項の勤務をした場合

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

市町村消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年4月1日

埼玉県市町村総合事務組合  
管理者 吉田 信 解

組合規則第5号

市町村消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則

市町村消防団員等公務災害補償条例施行規則（平成18年組合規則第26号）の一部を次のように改正する。

別表第4 常時介護を要する状態の項中「85,490円」を「90,790円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「42,700円」を「45,400円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の規定は、令和8年4月1日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。